

●香川県告示第112号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、令和2年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査を次のとおり実施する。

令和2年4月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

令和2年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査

(2) 目的

育児・介護休業制度の導入や取得状況、企業における女性活躍などについて、労働者の生活と就業の実情を総合的に把握することにより、今後の女性活躍や働きやすい環境づくりを促進し、女性の継続就業を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

香川県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類の「公務」以外に属する事業所のうち5人以上の常用労働者を有する事業所及び同事業所に属する常用労働者

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

事業所の概要について、育児・介護休業制度について、働き方改革について、女性の活躍推進について

(2) 基準となる期日

令和2年4月1日現在

4 報告を求める者

(1) 事業所

事業所母集団データベースによる県内事業所リストから産業及び従業員規模別に無作為抽出した1,000事業所

(2) 従業員

(1)により抽出した産業及び従業員規模別の割合に応じて、調査対象事業所に雇用されている常用雇用者から各事業所の裁量により抽出した3,000人

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間事業者に委託して実施する。

(2) 調査方法

事業所調査、従業員調査ともに、県が委託した民間事業者から一括して郵送した後、同民間事業者が同封の返信用封筒で郵便により回収を行う。

民間事業者は、調査票の配付・回収、電子データ化、集計作業を行う。

6 報告を求める期間

調査の実施期間 令和2年5月1日～6月30日